社会保障費の国際比較統計

- SOCX2008ed. の解説と国際基準の動向 -

国立社会保障・人口問題研究所 企画部

はじめに

平成 18 年度「社会保障給付費」(平成 20 年 11 月 18 日公表)¹⁾では、【付録】として OECD 基準の社会支出の国際比較を掲載した。元データである OECD Social Expenditure Database (SOCX)は 2008 年版が公開され、最新 2005 年時点の国際比較が可能となった。

本稿では、まずIで平成 18 年度「社会保障給付費」【付録】で掲載した国際比較について解説する。つぎにIIで、社会保障費の国際比較統計に関する国内外の動向について述べる。最後のIIでは、国際比較統計に最も影響力を持つEUROSTATのESSPROSに焦点をあて最新動向を紹介する。

T OECD 基準の社会支出の国際比較²⁾

1 6 カ国比較のバックデータ

OECD 基準の社会支出は以下に定義される三層 構造から成る。

- ① Public (公的): 資金の管理が政府および社会 保障基金である支出
- ② Mandatory Private (義務的私的):管理が非政 府機関で、法的奨励もしくは強制をともなう 支出
- ③ Voluntary Private (任意私的):管理が非政府 機関で、義務化はされていない支出³⁾

【付録】の掲載値は全て「公的」「義務的私的」の計

である。日本の「義務的私的」支出には、「高齢」として厚生年金基金、国民年金基金、農業者年金基金、「障害・業務災害・傷病」には自動車賠償責任保険が含まれている。表1に【付録】のバックデータとして、6カ国の「公的」「義務的私的」別の政策分野別、および対国民所得比、対国民総生産比の社会支出割合を示した。OECD 加盟国の「公的」「義務的私的」「任意私的」別のデータは、SOCX データベースより入手可能である⁴⁾。

2 日本の政策分野別社会支出割合の時系列推移

【付録】参考表1では、例年過去7年間の日本の政策分野別社会支出の構成割合、およびその対国民所得比、国内総生産比の推移を掲載している。昨年掲載した2003年までの「障害・業務災害・傷病」、「保健」、「家族」、「生活保護その他」から数値が更新されている。これは今年過去にさかのぼって以下の点を精査し、数値改訂を行ったためである。

まず「障害・業務災害・傷病」では、在宅福祉事業費補助金のデータを訂正し、自賠責保険を新たに計上した。つぎに「保健」は、OECDが作成するThe System of Health Accounts (SHA)からのデータの提供を受けているが、公衆衛生のうち施設整備費等のその他支出がSHAから提供されるデータにも含まれていることが判明したため、必要な訂正を行った。また「家族」では就学前教育費のデータを訂正し、「生活保護その他」においては、日本の

表 1 6 カ国の社会支出 (2005年)

			<u>-</u> ∦	6 개별에선품호표	In文H	(士 cnnz)							
		H H		アメリカ	カ	イギリ	К	ドイツ	`	フラン	К	スウェー	ゾブ
政策分野	a	金額 (億円)	割	金額 (百万ドル)	豐	金額 (百万ポンド)	割	金額 (百万ユーロ)	割命	金額 (百万ユーロ)	割合	金額 (百万クローネ)	高
	44	451,194	46.9%	646,343	32.5%	82,938	30.1%	251,867	41.3%	189,175	37.3%	262,197	31.8%
官齡	分的	433,678	45.1%	646,343	32.5%	76,059	27.6%	251,867	41.3%	187,373	36.9%	262,197	31.8%
	義務的私的	17,515	1.8%	I	I	6,879	2.5%	I	I	1,802	0.4%	I	I
	十章	64,817	6.7%	92,409	4.6%	2,497	%6.0	8,426	1.4%	32,334	6.4%	17,084	2.1%
遺族	公的	64,817	6.7%	92,409	4.6%	2,497	%6.0	8,426	1.4%	30,515	%0.9	17,084	2.1%
	義務的私的	_	1	1	1	_	Ι	1	_	1,819	0.4%	1	I
	十章	44,376	4.6%	179,462	%0.6	30,333	11.0%	65,792	10.8%	34,192	6.7%	164,533	20.0%
障害・業務災害・傷病	分的	35,269	3.7%	156,779	7.9%	29,937	10.9%	41,672	%8.9	31,794	6.3%	153,233	18.6%
	義務的私的	9,107	%6.0	22,683	1.1%	397	0.1%	24,120	4.0%	2,399	0.5%	11,300	1.4%
	十世	317,950	33.1%	874,319	43.9%	88,373	32.1%	171,996	28.2%	133,957	26.4%	185,098	22.5%
保健	公的	317,950	33.1%	854,744	42.9%	88,373	32.1%	171,996	28.2%	133,957	26.4%	185,098	22.5%
	義務的私的	1	_	19,575	1.0%	1	Ι	_	_	_	Ι	1	Ι
	十世	40,735	4.2%		3.9%	38,158	13.8%	46,138	7.6%	52,888	10.4%	95,516	11.6%
家族	公的	40,735	4.2%	77,706	3.9%	38,158	13.8%	44,903	7.4%	52,865	10.4%	95,516	11.6%
	義務的私的	Ι	I		I	1	I	1,235	0.2%	1	I	I	I
	100	12,775	1.3%	14,793	0.7%	6,580	2.4%	21,716	3.6%	15,446	3.0%	35,348	4.3%
積極的労働政策	公的	12,775	1.3%	14,793	0.7%	6,580	2.4%	21,716	3.6%	15,446	3.0%	35,348	4.3%
	義務的私的	1	_	_	Ι	_	Ι	_	_	_	Ι	_	-
	十年	16,859	1.8%		1.8%	6,325	2.3%	37,005	6.1%	29,402	2.8%	32,894	4.0%
失業	公的	16,859	1.8%	36,562	1.8%	3,201	1.2%	37,005	6.1%	29,402	5.8%	32,894	4.0%
	義務的私的	1	_	_	Ι	3,124	1.1%	1	_	_	1	1	I
	4星	1	1	I	1	18,130	%9.9	1,626	0.3%	13,952	2.7%	14,775	1.8%
住名	公的	1	-	I	I	18,130	%9.9	1,626	0.3%	13,952	2.7%	14,775	1.8%
	義務的私的	1	_	_	Ι	_	I	1	_	_	1	1	I
	十世	13,285	1.4%		3.5%	2,347	%6.0	4,697	0.8%	6,195	1.2%	16,432	2.0%
生活保護その他	公的	13,285	1.4%	69,418	3.5%	2,347	%6.0	4,697	0.8%	6,195	1.2%	16,432	2.0%
	義務的私的	I	I	I	I		I	I	I	I	I	I	I
		961,991	100.0%	1,991,012 100.0%	100.0%		100.0%	609,261	100.0%	507,541	100.0%	823,877	100.0%
44	公的 (B)	935,369	97.2%	1,9	%6'.26	265,280	96.2%	583,907	95.8%	501,499	%8.86	812,577	%9.86
	義務的私的 (C)	26,622	2.8%		2.1%	10,400	3.8%	25,355	4.2%	6,042	1.2%	11,300	1.4%
国民所得	(D)	3,666,612		9,802,300		977,462		1,662,550		1,248,449		1,945,956	
国内総生産	(E)	5,038,447		12,189,800		1,251,461		2,244,600		1,726,068		2,735,218	
対国民所得比社会支出													
社会支出計	$(A) \nearrow (D)$		26.2%		20.3%		28.2%		36.6%		40.7%		42.3%
うち公的	(B) \(\lambda \text{(D)}		25.5%		19.9%		27.1%		35.1%		40.2%		41.8%
うち義務的私的	$(C) \nearrow (D)$		0.7%		0.4%		1.1%		1.5%		0.5%		%9.0
対国内総生産比社会支出													
社会支出計	(A) \(\text{(E)}		19.1%		16.3%		22.0%		27.1%		29.4%		30.1%
うち公的	$(\mathbf{B}) \diagup (\mathbf{E})$		18.6%		16.0%		21.2%		26.0%		29.1%		29.7%
うち義務的私的	(C) / (E)		0.5%		0.3%		0.8%		1.1%		0.4%		0.4%

出所:OECD Social Expenditure Database 2008ed. 国民所得,国内総生産:日本は内閣府「平成 20 年版国民経済計算年報」。 それ以外の国は OECD National Accounts 2008 ed. を使用し,社会支出の会計年度にあわせてアメリカは 10 ~9 月,イギリス 4 ~3 月となるよう,再計算した。

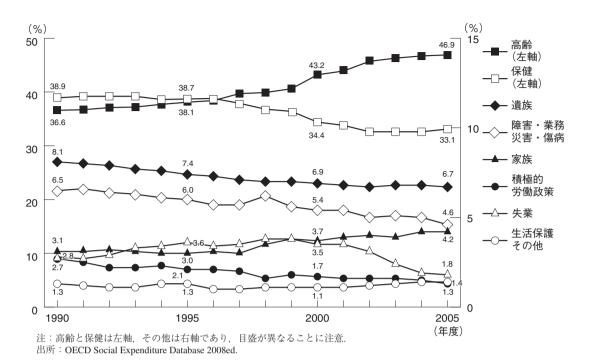


図1 日本の政策分野別社会支出、構成割合の推移(1990-2005年)

集計では住宅を計上していないため計上されずに あった住宅扶助を追加計上した。

【付録】参考表1で日本の政策分野別社会支出構成割合として公表しているのは1999年から2005年までの7年間に限られている。これをさらに過去にさかのぼり1990年から2005年までの推移をみたものが図1である。一貫して増加傾向にあるのは「高齢」、1990年代半ば以降、増加傾向にあるのは、「家族」「生活保護その他」である。他方、減少傾向にあるのは、「保健」「遺族」「障害・業務災害・傷病」「積極的労働政策」である。「失業」は1990年代に増加、2000年代に入って減少傾向にある。

Ⅲ 国際基準に基づく社会保障費統計 -国内外の動向

1. 国内の動向-基幹統計としての社会保障費統計 のあり方

平成20年10月に公表された内閣府統計委員会

の中間報告書⁵⁾によれば、社会保障給付費統計は 新たに基幹統計⁶⁾として整備すべき統計の候補で ある。実施時期については、「各種の国際基準に基 づく統計との整合性の向上⁷⁾」および「医療費のマク 口統計の国際比較性の向上⁸⁾」の検討状況をふまえ て、できるだけ早期に基幹統計として整備すべき であると指摘されている。統計委員会では、社会 保障統計のみならず、経済・財政統計全体の見直 しという観点からも、社会保障給付費統計のあり 方が話し合われており、その中には従来のILO基 準を基礎とする方法を見直すべきとの指摘もある。

国際基準に基づく社会保障費統計とは、各国の社会保障給付および財源を一定の定義のもとに収集し比較可能とした統計であり、①経済・財政統計の一部として社会保障費を含む統計、②社会保障分野に特化した統計、の2つに分類できる。前者にはSNA(国民経済計算)、GFS(政府財政統計)、後者にはILO、OECD、EUROSTAT の3つの国際機関が作成している統計(表2)が含まれる。そし

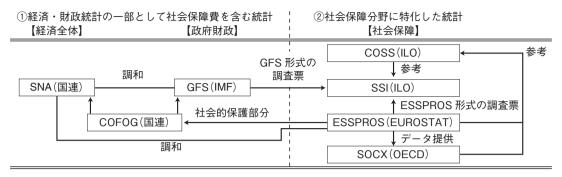


図2 社会保障費統計の関係

表 2 ILO 基準、OECD 基準、EUROSTAT 基準の比較表

	ILO 社会保障給付費統計 Cost of Social Security (COSS) (第 19 次調査)	OECD 社会支出統計 Social Expenditure Database (SOCX)	EUROSTAT 社会保護統計 The European System of integrated Social Protection Statistics (ESSPROS)
対象国	ILO 加盟国	OECD 加盟国	EU 加盟国
	①「社会保障制度」とは、制度目的が、下記のリスクやニーズのいずれかに対する「給付」を提供するものであり、かつ制度が法律によって定められ、公的、準公的、独立機関、あるいは委任された民間機関に責任や管理が課せられている制度。	①所得再分配機能を持つ「社会的」な支出であり、かつ下記の社会政策分野のいずれかに該当し、資金管理が政府・社会保障基金あるいは非政府機関であること。「支出」は公的、義務的私的、任意私的の三層構造から成る。	①「社会保護」とは、下記に定義された一連のリスクまたはニーズの負担を世帯及び個人から軽減するための公的機関または民間機関からのすべての介入のことである。
給付/支出	【機能別分類】 高齢/遺族/障害/労働災害/ 保健医療/家族/失業/住宅/ 生活保護その他	【政策分野別分類】 高齢/遺族/障害・業務災害・ 傷病/保健/家族/積極的労働政 策/失業/住宅/生活保護その他	【政策分野別分類】 疾病・保健医療/障害/老齢/ 遺族/家族・児童/失業/住宅/ 社会的排除その他
	②「給付」とは、直接・間接的 に個人に帰着するもので、現金 と現物給付の両方を含む費用。 その他支出(施設・設備整備費) は含まない。	②「支出」には、直接・間接的 に個人に帰着する現金・現物「給 付」のほかに、その他支出(施設・ 設備整備費等)を含む。	②「支出」には、直接・間接的 に個人に帰着する現金・現物「給 付」のほかに、その他支出、管 理費を含む。
	給付に係る事務費	費用(保険料の徴収、給付の管理、	受給者の登録等)
収入	社会保険料 : 事業主負担(民間事業主拠出/公的事業主拠出) : 被保険者負担(被用者拠出/自営業及び年金受給者拠出) 公費負担 : 普通税(国/地方) : 目的税(国/地方) 他の収入 : 資産収入 : その他 積立金からの受入		社会保険拠出 : 使用者の社会保険拠出 : 非保護者からの社会保険拠 出(被用者/自営業/年金 受給者ほか) 一般政府の拠出 : 目的税 : 一般財源 他制度からの移転 : 他制度からの社会保険拠出 : 他制度からのその他の移転 その他の収入(財産所得/その他) : 資産収入 : その他

出所: ILO (1997), OECD (2007), EUROSTAT (1996, 2008)

てこれらの統計の関係を示したものが図2である。 以下では①②ごとに各統計の概要ならびに各統計 間の関係について述べる。

2. 経済財政統計の一部として社会保障費を含む 統計

経済財政統計の一部として社会保障費を含む統計としては、国民経済計算(SNA, System of National Accounts)、政府財政統計(GFS, Government Financial Statistics)がある。

国連統計局が基準を定めている SNA では、政府支出を政府機能別分類 (COFOG, Classification of the Functions of Government) に基づき分類している。COFOG 大分類 (10 分類) のうち社会保障に関係するのは主に 7. 保健、10. 社会保護である。それぞれ小分類の細目があり、このうち 10. 社会保護の小分類は ESSPROS をベースとして作られている。なお、日本の SNA では COFOG を「一般政府の目的別支出」の分類として使用しているが、大分類のみで細目の小分類は示されていない。

つぎに、政府財政統計 (GFS) は、IMF が基準を 策定し、各国の財政統計を集計しているものであ る。GFS の支出分類には経済分類と機能別分類が あり、後者が COFOG に準拠している。また、GFS は 2001 年のマニュアル改定により、SNA との調 和が図られている。

3. 社会保障分野に特化した統計

社会保障分野に特化した統計としては、表 2 に示したとおり、ILO の社会保障給付費統計 (COSS, Cost of Social Security)、OECD の社会支出統計 (SOCX, Social Expenditure Database)、EUROSTAT の社会保護統計(ESSPROS, The European System of integrated Social Protection Statistics)がある。

ILO 基準(COSS)と OECD 基準(SOCX)の相違 点は、次の三点に整理される。まず第一に、SOCX は収入データがないため、財源構造の国際比較が出来ない。第二に、COSSは個人に帰着する現金、現物の「給付」に限定されるのに対して、SOCXは「給付」に加えて施設整備費、設備整備費等の費用も含む「支出」を把握するものである。第三に、COSSは法律で定められた公的、準公的機関等の管理責任のもとに行われる給付を対象とするが、SOCXは支出をより広く公的、義務的私的、任意私的の三層構造でとらえており、法律の義務づけがない任意私的支出も計上されるという違いがある。

ILO による COSS は第 19 次調査(1997-1998)以降更新が途絶えているため、社人研では平成 16 (2004)年度公表資料より OECD 基準による国際比較を社会保障給付費の【付録】として公表してきた。表 2 には表示していないが、ILO は 2005 年に社会保障調査(SSI, Social Security Inquiry)として調査内容を一新し再開した。2008 年 11 月現在ではまだ公開されていない。SSI の調査票および 2005年マニュアルを見る限りでは、1997年までのCOSS と 2005年に再開した SSI とでは、大幅に異なるものとなっている。

SSIは、国レベル(財務省、厚生労働省)と制度レベル(社会保障制度)の両面からデータを収集するために、財務省用、厚生労働省用、社会保障制度用の3つの調査票への回答を求めており、社会保障費用に関する統計を総合的に収集することを目的としている。財務省用調査票では、社会保障全体にわたる収支を記録する部分があり、EU加盟国はESSPROS、それ以外の国は政府財政統計(GFS)基準のデータを整備していることを念頭に、いずれかのフォーマットを選び記入を求めている。厚生労働省用調査票では、人口構成、労働力状態、貧困率等の基本情報に加え、社会保障給付の受給者数、平均給付水準を記入する形式となっている。社会保障制度用調査票では、制度の内容、収入と支出の詳細の記入が求められている。

機能別分類はILOがCOSS第19次調査で

ESSPROS や SOCX を参考に新たに導入した。図 2 に示したように、SSI 以前の COSS の段階から ESSPROS や SOCX との調和が図られてきたのである。SSI では機能別分類がさらに変わり、11 の機能別分類(高齢、障害、遺族、保健医療、失業、労働災害、家族と子ども、出産、住宅、義務教育、その他) となった。COSS では義務教育は対象外であったが、SSI では加わった。また COSS で「保健医療」に含まれていた出産給付が、SSI ではひとつの機能別分類として独立した。

4. 日本の社会保障費統計の今後のあり方

内閣府統計委員会では、経済財政統計と社会保障費統計の調和のためには、更新が途絶えている ILO 基準ではなく ESSPROS 基準に沿って整備していくべきとの議論がある⁹⁾。 ESSPROS は経済財政統計の政府機能別分類 COFOG にもその基準が適用され、かつ SNA との整合性も考慮 ¹⁰⁾ されている点を評価するためである。

ただし、ESSPROS 基準を採用するデメリットもある。EU 加盟国以外のアメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国等との比較ができないという点である。その点、ILO が 2005 年に再開した SSI 調査では、「世界中の社会保障統計を収集すること」を目的としており、ILO 加盟国である先進国、途上国が調査に参加し、多くの国と比較可能であることがひとつの強みである。その他の懸念としては、日本は EU 加盟国ではなく、ESSPROS へのデータ提供義務がないために、データ作成に関して生じた疑問点等について、ESSPROS からのアドバイスが得られにくいという点がある。基準に沿ったより正確なデータを集めるためには、国際機関と各国のデータ作成担当者との協力関係は不可欠である。

基幹統計化を含む改正統計法の施行を機に、社会保障の費用について国際比較の観点からさまざまな改善の議論が行われることで、費用統計としての精度の向上が図られていくことになるものと期

待される。

Ⅲ ESSPROS の最新動向

ESSPROS は、国際基準に基づく社会保障費統計の動向に最も影響力を持つ統計である。以下では、ESSPROS の特徴、および最新動向として今年新たに公表されたマニュアルと報告書の概要を紹介する。

1. ESSPROS の特徴

最新の ESSPROS 2008 年版には、EU 加盟 27 カ国と非加盟 3 カ国 (アイスランド、ノルウェー、スイス) の計 30 カ国の 1997-2005 年データが掲載されている。ESSPROS は EU の一機関である EUROSTAT が整備している。ILO、OECD とは異なり、EU が加盟国に対して強制力を持つ立法機関であることから、ESSPROS は政策策定や評価のツールとして位置付けられている。

他の統計と比較した場合の ESSPROS の主な特徴はつぎのとおりである。第一に、ESSPROS は「収入」「支出」のデータがあり、「支出」については「給付」に加えてその他支出(施設整備費、設備整備費等)、管理費も含まれる。第二に、SOCX の政策分野別分類のひとつである「積極的労働政策」はESSPROSには含まれない。第三に、SOCXの「家族」には就学前教育費(幼稚園への補助金、父母への修学奨励費)が含まれるが、ESSPROS およびCOSS では教育費関係は何も含まれない。他方、SSI では義務教育が一つの機能別分類として加わった。このように、教育費の扱いについては各統計で異なっている。

2. ESSPROS の 2008 年版マニュアル

ESSPROS は 1981 年に第 1 号のマニュアルを公表、その後 1993、1996 年の更新版に続き、2008 年版が公表された。2008 年マニュアルでは重大な

変更はなく、定義や分類における調整が主な内容 であると書かれている。

ESSPROS は、コアシステムとモジュールの2つから成る。コアシステムとは、1990年以降毎年各国から収集されるデータであり、量的データ(社会保障支出と財源)および質的データ(制度や給付の詳細情報)が含まれる。つぎにモジュールとは、社会的保護の特定の側面に関する情報を補完するための統計データである。モジュールのテーマは、欧州委員会や加盟各国によって表明されたニーズに基づき決定され、欧州議会および理事会から調査が指示される。2008年に新たなモジュールとして、純社会的保護給付モジュール、年金受給者モジュールが実施される。

純社会的保護給付モジュールは、2010年の本格的実施に向けてのパイロットスタディである。純社会的保護給付とは、税制による社会保障制度への影響を勘案した場合の給付のことである。国によっては、社会保障給付が他の所得と一緒に課税されたり、給付ではなく税還付や税控除の方法によって可処分所得の補填を行うことで社会的保護を行う場合がある。こうした税制による影響を勘案して、給付から課税分を除外、あるいは社会的保護目的を持つ税還付や税控除を給付と同等とみなして計上するなどの加工をほどこしたものが、純社会的保護給付とよばれるものである。

つぎに、年金受給者モジュールとは、1つ以上 の給付を受ける者も1件とカウントして、二重計上 を回避して受給者総数を把握する調査である。年 金受給者は、老齢年金、遺族年金、障害年金、労 働能力減退早期退職年金、労働市場理由早期退職 年金、部分年金から1つ以上の定期的な年金給付 を受けている者と定義される。

なお、年金受給者、純社会的保護給付のモジュールは、SOCXが先行して実施しており、ESSPROSが追随する形となっている。受給者調査(Benefit Recipients)はSOCX 2008年版に新規に加わる予

定とされており、また純社会支出 (Net SOCX, Net Social Expenditure) は 2001、2005 年に公開済である。

2008 年版マニュアルで新しくなった付録部分について簡単に紹介する。付録1では、ESSPROSの詳細な分類コードと分類名の表が掲載されている。付録2では、コアシステムの調査のひとつである質的データの調査項目のリストおよび項目の説明が掲載されている。付録3では、年金受給者モジュールについて説明がなされている。

3. ESSPROS を使用した報告書

ESSPROS を使った社会保障財源の分析の例として、ここでは EU 雇用社会平等局による報告書 ¹¹⁾ を紹介する。本報告書は、OMC (Open Method of Coordination) ¹²⁾ の枠組みのもとで、各国の社会的排除、年金、医療・介護の分野の取り組みの報告、分析、評価を行ったものである。2 章が ESSPROS を使った社会的保護財源・支出動向の国際比較分析となっている。

まず、支出の分析では対 GDP 比および 1 人当たり社会保護支出について、2004 年時点の EU25カ国の比較を示している。さらに、1990 年から2004 年までの EU25、15カ国平均のトレンドをみると、1990 年代半ばまでは増加、その後 1990 年代後半まで減少、2000 年以降再び増加傾向、という動きにある。最近の増加傾向は、GDP の伸びよりも、社会的保護支出の伸びが上回っていることによる。また、政策分野別では、特に医療と失業支出が近年大きく増加している。

つぎに、財源については、EU 平均でみた最近の傾向としては、雇用主および被用者による拠出から、一般政府の負担へと、財源の比重がシフトしている。これは、労働所得の課税から消費への課税へという財政政策の変化によるものである。一方、ILO 基準で財源データを整備している日本は、1997年以降 ILO 基準の更新が止まったため、

同一の基準による国際比較ができない状態が続いている。参考までにILO基準による日本の財源構造の推移をみると、EU同様、日本も近年保険料(雇用主および被用者の拠出)割合が減少し、公費負担割合が増加傾向にある¹³⁾。

Ⅳ まとめ

本稿では、Iで平成18年度「社会保障給付費」 【付録】で掲載した国際比較について、6カ国のバッ クデータおよび日本の時系列推移の表を参考資料 として提供した。つぎにⅡで社会保障費の国際比 較統計に関する国内外の動向について述べた。国 内では社会保障給付費の基幹統計指定への動 きが注目される。日本の社会保障給付費について は、ILO、OECD、EUROSTATの国際基準との整 合性の向上、かつ SNA、GFS 経済財政統計と社 会保障費統計の整合性を高めるために ESSPROS 基準を基礎として整備すべきとする助言がなされ ている。新たに 2005 年に ILO が開始した SSI は ESSPROS、GFS 基準を援用するなど、他統計と の調和が図られており、かつ EU 以外の多くの国 とも比較可能であることから、SSIの整備状況も注 視すべきである。最後のⅢでは国際比較統計に最 も影響力を持つ ESSPROS に焦点をあて、最新動 向として 2008 年マニュアルと報告書の概要を紹介 した。財源の比較では、EU 全体でみると雇用主・ 被用者拠出から一般政府負担へと、財源の比重が シフトしていた。日本についても ILO 基準で財源 構造を時系列で確認したところ、EU同様の社会 保険料から一般政府負担(公費負担)へのシフトが みられた。

2008年11月社会保障国民会議の出した報告書は、将来必要な社会保障財源の試算を示した。今後社会保障の財源と給付のあり方への国民の関心はいっそう高まってくるものと思われる。社会保障費統計は財源と給付の議論の基礎情報を提供する

という役割とともに、それらを国際比較することにも使われる。今後、国際比較統計の整備をしている諸国際機関の動向に注視しながら、日本にとって使いやすい社会保障費用の整備を進めていく必要性は高まっていくものと思われる。

注

- 1) 国立社会保障・人口問題研究所 (2008), 同内容は研究所ホームページに全文掲載してある.
- 2) OECD 基準の社会支出についての包括的な解説, 国際比較分析は, OECD (2007), 勝又 (2008)を参照.
- 3) SOCX2008ed. で日本の Voluntary Private (任意私的支出)として公表されている数値は、過去に Net Social Expenditure (Net SOCX) の集計において提供したものであり、部分的なデータにとどまっている。今後費用の精査を行い、報告していくことになっている。 Net SOCX についてはアデマ(2001)を参照。
- 4) SOCX $\vec{\tau} \beta \land \lambda$ (www.oecd.org/els/social/expenditure)
- 5) 内閣府統計委員会「公的統計の整備に関する基本的な計画(中間報告)」平成20年10月20日(http://www5.cao.go.jp/statistics/report/report.html#2)
- 6) 平成19年の統計法改正により新たに基幹統計が規定された。基幹統計には、国勢調査、国民経済計算に加えて「イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計、ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計、ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」のいずれかの条件を満たす統計が入る。
- 7) これまでこうした問題認識が存在しなかったわけではない. ILO 基準と国民経済計算 (SNA) が一致しない点については、社会保障給付費の検討課題のひとつとして認識はされてきた. 詳しくは浜田 (2003) を参照.
- 8) 内閣府統計委員会「公的統計の整備に関する基本的な計画(中間報告)」の別表 2(4)を参照. 具体的には, 保健医療費マクロ統計の国際基準である OECD 作成のThe System of Health Accounts (SHA) に沿った公的統計整備が検討課題である.
- 9) 岩本康志 「統計の重点的・戦略的整備(財政統計)」内 閣府統計委員会ワーキンググループ 2 第 14 回会合資 料 4(2008 年 7 月 4 日)
- 10) EUROSTAT(1996)の付録に詳しい説明がある.
- European Commission, Employment, Social Affairs and Equal Opportunities (2008)

- 12) OMC (Open Method of Coordination) とは、2000 年 3 月のリスボン欧州理事会で設置された法的拘束のない政策協調の枠組みであり、加盟各国が互いの経験に学び社会的保護や社会的排除の領域で最も効果的な政策の実現をめざすものである。具体的な方法としては、共通目標と目標達成状況を測る共通指標に合意したうえで、各国ごとに目標実現のための戦略を述べた報告書を準備し、欧州理事会や加盟国間が相互に目標達成状況を評価する、というものである(EU雇用平等局ホームページ、社会的 OMC の説明より).
- 13) 国立社会保障・人口問題研究所(2008)第10表「社会保障財源の項目別推移」参照。

参考文献

- 勝又幸子(2008)「社会保障給付の国際比較—OECD のデータより—」『世界の労働』第58巻第4号財団法人ILO協会
- 国立社会保障·人口問題研究所(2008)『平成18年度社会保障給付費』
- 浜田浩児 (2003) 「ILO 基準社会保障費との比較で見た SNA社会保障統計」内閣府経済社会総合研究所『ESRI Discussion Paper Series』No.49
- ヴィレム・アデマ (2001) 「純社会支出第二版」 OECD 労働 市場・社会政策特別報告書第 52 号(訳:国立社会保障・ 人口問題研究所勝又幸子・山田篤裕, 研究所ホーム

- ページよりダウンロード可)
- EUROSTAT.1996.ESSPROS Manual (国立社会保障・人口問題研究所訳(1997)『ESSPROS マニュアル 1996 年版』研究所ホームページよりダウンロード可)

EUROSTAT.2008.ESSPROS Manual

- European Commission, Employment, Social Affairs and Equal Opportunities. 2008. Joint Report on Social Protection and Social Inclusion 2008-Social inclusion, pensions, healthcare and long-term care-.
 - (http://ec.europa.eu/employment_social/spsi/joint_reports_en.htm#monitoring_2008)
- OECD.2007. Social Expenditure 1980-2003 -Interpretative Guide of SOCX (http://stats.oecd.org/OECDStat DownloadFiles/_OECDSOCX2007InterpretativeGuide_ En.pdf)
- ILO. 1997. ILO Cost of Social Security 19th International Inquiry Manual
- ILO. 2005. ILO Social Security Inquiry (First Inquiry, 2005)
 Manual

(ひがし・しゅうじ 企画部長) (かつまた・ゆきこ 情報調査分析部長) (よねやま・まさとし 企画部第1室長) (たけざわ・じゅんこ 企画部研究員)